

義援金に関する税務上の取扱いFAQ

平成 23 年 3 月
国税庁

この度の東北地方太平洋沖地震の発生により被災された方を支援するために、県の災害対策本部等に義援金や寄附金（以下「義援金」といいます。）を支払った場合の税務上の取扱いや、募金団体に対して支払う義援金が国等に対する寄附金（特定寄附金）として取り扱われるための確認手続等につきまして、照会の多い事例を取りまとめましたので、参考としてください。

《 目 次 》

I 寄附をした個人・法人の課税関係

- [Q 1] 県の災害対策本部や義援金配分委員会に対して義援金を支払った場合、税務上の取扱いはどうになりますか。…………… 3
- [Q 2] 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座に対して義援金を支払った場合、税務上の取扱いはどうになりますか。…………… 3
- [Q 3] 社会福祉法人中央共同募金会（以下「中央共同募金会」といいます。）に対して義援金を支払った場合、税務上の取扱いはどうになりますか。
中央共同募金会においては、この度の東北地方太平洋沖地震に関して、2つの義援金口座を設置していますが、取扱いは異なりますか。…………… 4
- [Q 4] 被災地域の救援活動や被災者への救護活動を行っているNPO法人に対して義援金を支払った場合、税務上の取扱いはどうになりますか。…………… 5
- [Q 5] 当団体は、関係する個人、法人から義援金を集め、これを取りまとめた上で、一括して日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座に対して支払いたいのですが、その場合、当団体に寄附した個人、法人の税務上の取扱いはどうになりますか。…………… 6
- [Q 6] 当連合会は、各都道府県に設置した同業団体（県団体）を構成員とする全国組織の連合会（全国団体）です（下図参照）。この度の震災によって、東北地方などの県団体（A団体など）に所属する構成員に被害を受けた者がいることから、被害を受けなかった県団体（B団体など）の構成員から分担金を集め、災害見舞金として拠出したいと考えています。
同業団体の構成員が被災した場合に、その被災した構成員に対する災害見舞金に充てるために当該同業団体の他の構成員が拠出することとなる分担金については、一定の要件の下、必要経費又は損金に算入されるという取扱い（以下「災害見舞分担金に係る必要経費算入の取扱い」といいます。）があります（所基通 37-9 の 6、法基通 9-7-15 の 4）。
当連合会のように、県ごとに別々の県団体を有し、分担金を拠出するB団体などの構成員と分担金を受けることとなるA団体などの構成員とが異なる組織（県団体）の構成員である場合には、同様に取扱うことはできないのでしょうか。…………… 7

[Q 7] この度の地震で被災された得意先に対して、法人が災害見舞金を支払った場合、支払先が事業に関係のある者で、不特定又は多数の被災者に対する寄附に当たらないことから、支払った災害見舞金は損金に算入されないのでしょうか。…………… 8

[Q 8] 法人が、自社製品を被災者に提供する場合、税務上の取扱いはどのようになりますか。…………… 8

II 義援金を募集する募金団体の確認手続

[Q 9] 当団体は、関係する個人、法人から義援金を預かり、これを取りまとめた上で、一括して日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座に対して支払います。預かった義援金が、「国等に対する寄附金」に該当することについて税務署の確認を受けた場合、当団体に寄附をした個人、法人に対して発行する預り証には何を記載すべきでしょうか。…………… 9

[Q 10] 募金団体の確認手続を定めた事務運営指針によれば、税務署では、「募集した義援金等の受付の専用口座等」を確認することになっていますが、専用口座は必ず設置しなければいけませんか。…………… 9

[Q 11] 義援金の募集を行うに当たり、受付専用口座を開設し、寄附者に対してはその口座に振り込んでもらうようお願いしました。受付専用口座への振込の場合、寄附者には振込票の控えが残ることになりますが、寄附者が税制上の優遇措置を受けるに当たり、別途預り証を発行する必要はありますか。…………… 10

[Q 12] 当連合会は、連合会の下部組織である組合（A組合など）に所属する組合員から義援金を集めるに当たり、義援金の募集をA組合などにさせることとし、その上で、当連合会が最終的に取りまとめ、〇〇県災害対策本部に拠出することとしています。
最終的に国、地方公共団体へ拠出されるまでに複数の募金団体が介在する場合、税務署への確認手続はいずれの募金団体で行えばよいのでしょうか。…………… 11

[Q 13] 当団体は、関係する個人、法人から義援金を集め、これを取りまとめた上で、一括して日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座に拠出する予定です。また、被災地のことを考え、少しでも早く義援金を拠出したいと考えています。
募金団体として募集する義援金が「国等に対する寄附金」に該当するかどうかについて、税務署で確認を受けようと思っておりますが、この確認は、集めた義援金を日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座に拠出した後でもよいのでしょうか。…………… 12

III その他

[Q 14] 確定申告を行うに当たり、寄附したことを証する書類が必要になると思いますが、どのような書類を用意しておけばよいですか。…………… 12

[Q 15] Q 1～Q 3のように、個人が「特定寄附金」を支出した場合の寄附金控除の額は、どのように計算するのでしょうか。…………… 13

[Q 16] 当社は、義援金を広く一般から募集するためにホームページで義援金を募り、集めた義援金を取りまとめた上で、日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座に対して支払う予定ですが、当社が、義援金を寄附した者に対して発行する預り証（受取書）には、収入印紙を貼付する必要はありますか。…………… 14

I 寄附をした個人・法人の課税関係

【県の災害対策本部等に対して義援金を支払った場合】

[Q 1] 県の災害対策本部や義援金配分委員会に対して義援金を支払った場合、税務上の取扱いはどのようになりますか。

[A]

(個人の方が義援金を支払った場合)

個人の方が、県の災害対策本部や義援金配分委員会に対して支払った義援金は、「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。寄附金控除額につきましてはQ15をご覧ください。

(法人が義援金を支払った場合)

法人が、県の災害対策本部や義援金配分委員会に対して支払った義援金は、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金に算入されます。

[関係法令通達等]

所得税法第78条第1項、第2項

法人税法第37条第3項



【日本赤十字社に対して義援金を支払った場合】

[Q 2] 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座に対して義援金を支払った場合、税務上の取扱いはどのようになりますか。

[A]

(個人の方が義援金を支払った場合)

個人の方が、日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座に対して支払った義援金は、「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。寄附金控除額につきましてはQ15をご覧ください。

(法人が義援金を支払った場合)

法人が、日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座に対して支払った義援金は、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金に算入されます。

(注) 日本赤十字社に対して支払った義援金であっても、例えば、日本赤十字社の事業資金としてのものなど、最終的に地方公共団体に拠出されるものでないもの(財務大臣が指定する寄附金に該当しないものに限りません。)につきましては、特定公益増進法人に対する寄附金に該当し、特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入されます。

[関係法令通達等]

所得税法第 78 条第 1 項、第 2 項

所得税基本通達 78-5

法人税法第 37 条第 3 項、第 4 項

法人税法施行令第 77 条、第 77 条の 2

法人税基本通達 9-4-6



【中央共同募金会に対して義援金を支払った場合】

[Q 3] 社会福祉法人中央共同募金会（以下「中央共同募金会」といいます。）に対して義援金を支払った場合、税務上の取扱いはどのようになりますか。
中央共同募金会においては、この度の東北地方太平洋沖地震に関して、2つの義援金口座を設置していますが、取扱いは異なりますか。

[A]

（個人の方が義援金を支払った場合）

お尋ねのように、中央共同募金会では、「各県の被災者の生活再建のための義援金」と「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」との2つの口座が設置されていますが、いずれの口座に対して支払った義援金も「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。寄附金控除額につきましてはQ15をご覧ください。

（法人が義援金を支払った場合）

上記の（個人の方が義援金を支払った場合）に記載したとおり、中央共同募金会では、「各県の被災者の生活再建のための義援金」と「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」との2つの口座が設置されています。

まず、「各県の被災者の生活再建のための義援金」口座に対して支払った義援金は、「国等に対する寄附金」に該当します。また、「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」口座に対して支払った義援金は、「指定寄附金」に該当します（平 23. 3. 15 財務省告示第 84 号）。

法人が「国等に対する寄附金」や「指定寄附金」を支出したときは、いずれもその全額が損金に算入されます。

[関係法令通達等]

所得税法第 78 条第 1 項、第 2 項

所得税基本通達 78-5

法人税法第 37 条第 3 項

法人税基本通達 9-4-6

平成 23 年 3 月 15 日財務省告示第 84 号



【被災地域の救援活動等を行っているNPO法人に対して義援金を支払った場合】

[Q4] 被災地域の救援活動や被災者への救護活動を行っているNPO法人に対して義援金を支払った場合、税務上の取扱いはどのようになりますか。

[A]

お尋ねのNPO法人が国税庁から認定を受けた「認定NPO法人」であり、支払った義援金はその認定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連するものであるときには、その義援金は「認定NPO法人に対する寄附金」に該当します。

(個人の方が義援金を支払った場合)

個人の方が、「認定NPO法人に対する寄附金」として支払った義援金は、「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。寄附金控除額につきましてはQ15をご覧ください。

(法人が義援金を支払った場合)

法人が、「認定NPO法人に対する寄附金」として支払った義援金は、「特定公益増進法人に対する寄附金」に含めて損金算入限度額を計算し(特別損金算入限度額)、その範囲内で損金に算入されます。

また、認定NPO法人以外の法人等に対して義援金を支払った場合(注1)には、次に掲げのような支払先の区分に応じて、税務上の取扱いが異なります。

支払先の区分や支払った義援金の税務上の取扱いにつきましては、直接支払先の法人等に確認してください。

▽ 認定NPO法人以外の法人等に対して義援金を支払った場合の税務上の取扱いの例

| 支払先の区分 | 個人の方の取扱い(所得税) | 法人の取扱い(法人税) |
|--|------------------------|---|
| 公益社団法人・公益財団法人の場合(その法人の主たる目的である業務に関連するものに限りま) | 特定寄附金として寄附金控除の対象となります。 | 特定公益増進法人に対する寄附金として、特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。 |
| NPO法人(認定NPO法人でないもの)、職場の有志で組織した団体などの人格のない社団等の場合 | 寄附金控除の対象となりません。 | 一般の寄附金として、損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。 |

(注1)「国等に対する寄附金」及び「指定寄附金」に該当するものを支払った場合を除きます。

(注2) 募金を取りまとめる団体(募金団体)を通じて、国、地方公共団体等へ義援金を支

【被災された取引先に対する寄附】

[Q 7] この度の地震で被災された得意先に対して、法人が災害見舞金を支払った場合、支払先が事業に関係のある者で、不特定又は多数の被災者に対する寄附に当たらないことから、支払った災害見舞金は損金に算入されないのでしょうか。

[A]

法人が、被災した取引先に対し、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間において支出する災害見舞金は、交際費等に該当せず損金に算入されます。

[関係法令通達等]

租税特別措置法通達（法人税編）61の4(1)－10の3



【法人が自社製品を被災者に提供した場合】

[Q 8] 法人が、自社製品を被災者に提供する場合、税務上の取扱いはどのようになりますか。

[A]

法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等には該当せず、広告宣伝費に準ずるものとして損金に算入されます。

[関係法令通達等]

法人税基本通達 9－4－6の4

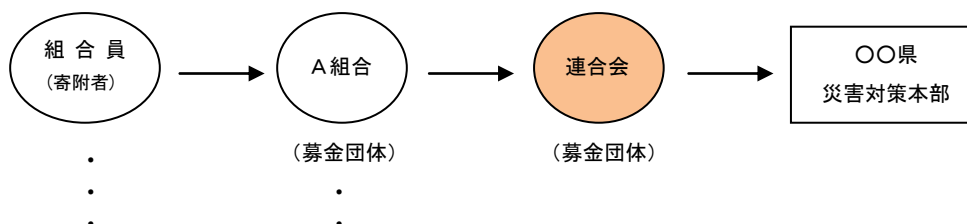
租税特別措置法通達（法人税編）61の4(1)－10の4



【複数の募金団体を經由して地方公共団体に拠出される場合の確認】

[Q12] 当連合会は、連合会の下部組織である組合（A組合など）に所属する組合員から義援金を集めるに当たり、義援金の募集をA組合などにさせることとし、その上で、当連合会が最終的に取りまとめ、〇〇県災害対策本部に拠出することとしています。

最終的に国、地方公共団体へ拠出されるまでに複数の募金団体が介在する場合、税務署への確認手続はいずれの募金団体で行えばよいのでしょうか。



[A]

お尋ねの場合、税務署への確認は、最終的な義援金の拠出先を把握している連合会で行っていただくことになります。

その際、基本的には、連合会に関する事項として、①募集した義援金の拠出先等（お尋ねの場合は、〇〇県災害対策本部）、②募金要綱、募金趣意書の有無等を確認し、連合会の下部組織である組合に関する事項として、③募金団体の名称、代表者名、所在地、④募集した義援金の受付専用口座等、⑤預り証の発行の有無を確認することになります。

この点をまとめたのが下表になりますので参考にしてください。

▽ 複数の募金団体を經由して地方公共団体に拠出される場合の確認事項（一般的なケース）

| 地方公共団体へ拠出する募金団体に関する事項（お尋ねの場合は、連合会） | 寄附者から募金を取りまとめる募金団体に関する事項（お尋ねの場合は、A組合など） |
|------------------------------------|---|
| ① 募集した義援金の拠出先等 | ③ 募金団体の名称、代表者名、所在地 |
| ② 募金要綱、募金趣意書の有無等 | ④ 募集した義援金の受付専用口座等 |
| | ⑤ 預り証の発行の有無等 |

(注) ②の募金要綱、募金趣意書は、「寄附者から募金を取りまとめる募金団体」においても作成している場合には、併せて確認を受けてください。

[関係法令通達等]

所得税法第78条第1項、第2項

法人税法第37条第3項



る場合に限りです。)

- ④ 銀行振込みで支払った場合の振込票の控え（その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限りです。)

※ ③、④の場合、個人の寄附者が確定申告をする際には、募金要綱、募金趣意書、新聞報道、募金団体のホームページの写しなど、義援金を振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料を、郵便振替で支払った場合の半券（受領証）や銀行振込で支払った場合の振込票の控えと併せて、確定申告書に添付又は確定申告書提出の際に提示してください。法人の寄附者につきましては、書類として保存しておいてください。

なお、日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座、中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」及び「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」口座への寄附金については不要です。

[関係法令通達等]

所得税法施行令第 262 条第 1 項

所得税法施行規則第 47 条の 2 第 3 項

法人税法第 37 条第 9 項



【寄附金控除の額について】

[Q15] Q1～Q3のように、個人が「特定寄附金」を支出した場合の寄附金控除の額は、どのように計算するのでしょうか。

[A]

個人の方が義援金を寄附した場合には、その義援金が「特定寄附金」に該当するものであれば寄附金控除の対象となります。

寄附金控除の額は、次の算式によって計算します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定寄} \\ \text{附金の額の合計額} \end{array} \right) - 2 \text{ 千円} = \text{寄附金控除額}$$

(注) 特定寄附金の額の合計額は所得金額の 40%相当額が限度です。

※ 詳しくは、「東北地方太平洋沖地震に係る義援金等に関する税務上の取扱いについて」をご覧ください。

[関係法令通達等]

所得税法第 78 条第 1 項、第 2 項



